

令和 6年 3月 4日 議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 5日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町条例第14号

佐用町簡易水道給水条例及び佐用町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

佐用町簡易水道給水条例及び佐用町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月 5日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第14号

佐用町簡易水道給水条例及び佐用町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(佐用町簡易水道給水条例の一部改正)

第1条 佐用町簡易水道給水条例（平成17年佐用町条例第199号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第36条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第39条第1号中「厚生省令」を「国土交通省令」に改める。

(佐用町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 佐用町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年佐用町条例第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習」を「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。